

児童相談所設置に伴う児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の設定（条例素案）に対するパブリックコメント募集結果

7名の方から17件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

※表中「国基準」は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）を指します。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
一時保護中の子どもの権利についてのご意見			
1	一時保護所の中では、許可や特別な理由がなくても、一人でいられるようにしてほしい。また、生活リズムにおいて、食事にかかる時間を急かされることのないよう、マイペースでいても良いようにしてほしい。	2	【意見を参考とする】 国基準第4条では、一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないと規定されており、このことを踏まえ、一人一人の生活リズムに応じた運営に努めてまいります。
2	一時保護所において、慣れない環境で不安も大きいため、職員から平等に接してもらえたり、人間関係構築を強制されることなく自ら選べたりできるようにしてほしい。	1	【すでに盛り込み済み】 国基準第8条では、一時保護施設においては、入所している児童に対し差別的取扱いをしてはならないと規定されております。 また、国基準第9条では、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないと規定されており、このことを踏まえ、子どもの意向と自己決定を尊重した支援を行ってまいります。
3	自らの意思に関係なく突然保護され入所する子どもや、意思はあっても今後自分に何が起きるのか分からないまま入所する子どももいると思うので、入所した子どもに対し、本人の置かれた状況や、いつまで保護されるか等の今後の見通しについて理解できるようにしてほしい。	1	【すでに盛り込み済み】 国基準第9条では、一時保護を行う理由その他必要な事項などについて児童に対し説明を行わなければならないと規定されており、このことを踏まえ、現状や今後の見通しについて丁寧に説明してまいります。

4	一時保護中でも、生活について子どもが意見を出せるようにしてほしい。	1	[すでに盛り込み済み] 国基準第9条では、一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないと規定されており、このことを踏まえ、権利が守られていると感じてもらえるよう子どもアドボカシーの考え方に基づき一人一人の子どもの意見を聞き、その意向を尊重した支援を行ってまいります。
5	一時保護所において、子どもの側に立って、子どもの権利を守る役割を持つ職員の配置や、本人にとって最も信頼でき、安心して話せる関係性のある人（学校の先生、スクールソーシャルワーカー、ユース交流センター職員など）に相談できるようにしてほしい。	2	[意見を参考とする] いただいたご意見を踏まえ、一時保護中の子どもの権利を守るより良い体制づくりや、安心して相談できるような環境づくりを進めてまいります。
6	一時保護所では集団生活のため、個人の行動を制限するルールがあることは理解できるが、なぜそのようなルールがあるのか事前に説明するようにしてほしい。例えば、テレビのチャンネルの選択は年少者が優先されることや、職員を「先生」と呼ぶことなど、集団生活の中で暗黙のルールとなりやすいものは、なるべく明確にしてほしい。	2	[すでに盛り込み済み] 国基準第10条では、一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならず、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないと規定されておりますので、権利を制限するようなルールについてはその理由も含めて丁寧に説明してまいります。
7	スマホの持込みについて、外部との連絡や、写真撮影が問題となることは理解できるが、一律に禁止するのではなく、個人単位で利用ルールを決め、持込みを認めてほしい。 一時保護所に備え付けられたCDラジカセとCDだけでは、好きな時間に好きな音楽を聴くのは難しいので、持込みや利用が制限される場合には、代替案を提示してほしい。	2	[意見を参考とする] 国基準第12条では、一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならず、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならないと規定されております。 子どもの安全やプライバシーの確保などのため、すべての所持品の持込みを認められるものとは限りませんが、理由なく所持

			品の持込みを禁止することがないようにし、もし制限することになっても、その理由について十分な説明を行い、理解を得た上で対応するよう努めたいと考えています。 併せて、子どもたちができるだけ過ごしやすい空間を作りたいと考えております。
8	アセスメントのための観察を行うときは、職員や関係者から子どもが過度に監視されることがないようにしてほしい。	1	[意見を参考とする] 一時保護所では援助方針を定めるため、子どもの生活場面において行動観察を行っておりますが、必要以上に観察を行うなど子どもたちに不安を感じさせない対応を心掛けていくとともに、プライバシーの保護に配慮した生活の場や居室等、穏やかに、安心して暮らすことができる生活環境を整えていきたいと考えております。
9	食事や間食で提供される食べものは、なるべく子ども自身が決められるようにしてほしい。	1	[意見を参考とする] 国基準第26条では、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないと規定されております。 このことを踏まえ、提供する食事は、子どもの発育に必要な栄養量を確保しつつ、子どもの希望を聞きながら、可能な限り希望に添った食事の提供に努めたいと考えております。
一時保護施設における学習保障についてのご意見			
10	一時保護中も、自分の友人と会えたり、遊べたりできるようにしてもらえたら嬉しい。 また、一時保護中も、学校に行くことができたり、出席日数が補填されたりするよう、取り計らってほしい。	2	[意見を参考とする] 一時保護施設においては、子どもの安全確保の観点から、自由に外出できるわけではありませんが、可能な限り子どもの意向を尊重して対応してまいります。 また、本市条例案では、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならないとしており、子どもの意向や環境に応じて、可能な場合は在籍校への通学支援を実施

			し、一時保護所内でも学習できる環境を整えてまいります。 併せて、一時保護施設にいる間の学校への出席の扱いについては、学校と十分な連携・協力が保たれていること、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど一定の要件を満たせば、原則、出席日数の内数として出席扱いとして取り扱われることとなりますので、こうした学習環境づくりを進めてまいります。
11	条例素案では、フリースクール等が含まれていないが、対象となる子どもには不登校状態により当該施設で学んでいる子どもも想定する必要があると思う。	1	[意見を参考とする] フリースクールや学習塾などについても、子どもの意向や環境などに応じて、できる限り学習保障に努めてまいります。
研修計画・職員の資質向上についてのご意見			
12	条例素案では、研修の内容の見直しは「必要に応じて」となっているが、これを「年一回」もしくは「定期的」へ変更した方がよいと考える。福祉は人がすることであり、職員の資質向上は大変重要なテーマである。しかし、職員は日々の業務が忙しく、内容の見直しは時として忘れがちとなる。その結果、アップデートされた新たな知見や情報を吸収することなく、何年も無反省的に同じような研修を同じように続けてしまいかねないと思う。	1	[意見を反映した（修正）] ご意見のとおり、条例改正（案）に反映し、「必要に応じて研修の内容を見直す」を「定期的に研修の内容を見直す」へ変更し、ご意見を参考に職員の資質向上及び計画的な育成に努めてまいります。